

2019年度 第2回

町田市障がい者施策推進協議会

2019年10月16日(水)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○岡担当課長 定刻になりましたので、ただいまから2019年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の岡です。よろしくお願いいたします。

初めに、今回の会議が現任期で最後の会議となります。会議の最後に各委員の方から一言ずつご挨拶をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議会には傍聴席を設けており、1名の方が傍聴されています。

傍聴人の方は、席に置かれております注意事項をご確認くださいようお願いいたします。

また、本日は、会議の議事録作成のために委託業者の会議録研究所が同席しております。会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

それでは、事前に送付いたしました資料の確認をいたします。

まず、本日の会議の次第、続きまして資料1「障がい福祉事業計画 2018年度各部会における振り返り結果」、資料2「障がい者計画の中間評価について」、資料3「障がい者計画 各部会における中間評価結果」、資料4「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の経過報告」、資料5「災害時等障がい者支援バンドナの配布について」、資料6「ひかり療育園の新たな運営体制に関する方針について」、資料6-②「ひかり療育園・各事業のあり方検討経過」。この資料6-②につきましては、事前送付の段階で、次第で資料名が記載漏れとなっております。申しわけございませんでした。

それから参考資料1「第3章 2020年度までに達成をめざす成果目標」、参考資料2「第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2018年度実績のまとめ」。

また、本日の当日配布資料として机の上に置かせていただきましたのが、当日配布資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2019年10月時点）」、当日配布資料2「障がい福祉事業計画 2018年度各部会における振り返り結果」こちらは資料1の追加資料になります。当日配布資料3「障がい者計画 各部会における中間評価結果」相談支援部会分。こちらは資料3の追加資料となります。当日配布資料4「第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2018年度実績に対する協議会からの意見」。

以上となります。

ちょっと数が多くて申しわけございませんが、足りない資料はございませんでしょうか。

なお、本日、会議の途中で第5次町田市障がい者計画及び町田市障がい福祉事業計画（第5

期計画)を参照する場合がございます。お持ちでない方は事務局からお届けします。挙手願います。よろしいですか。

続きまして、本日、追加資料として配布いたしました当日配布資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿」をごらんください。

今回の協議会から変更になられた委員がいらっしゃいますので、ご紹介いたします。

町田市社会福祉協議会の廣田 満委員が退任され、馬場昭乃委員が新たに着任されました。また、町田商工会議所の佐藤正志委員が退任され、鈴木 悟委員が着任されました。

この際、馬場委員並びに鈴木委員から一言ずつご挨拶いただきたいと思います。

それでは、馬場委員からお願いいたします。

○馬場委員 皆さん、こんばんは。町田市社会福祉協議会常務理事の馬場と申します。

6月に廣田から代わりました。前任の廣田同様、よろしく願いいたします。

○岡担当課長 ありがとうございます。

続きまして鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 町田商工会議所の鈴木と申します。佐藤に代わって今回から出席させていただきます。

私、障がい者施策につきましてはほとんど素人というか、わからない状態ですので、勉強させていただきながら、お役に立てるように頑張りたいと思います。

他人事ではない気持ちで出席しておりますので、よろしく願いいたします。

○岡担当課長 ありがとうございます。

それでは、これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。

岩崎会長、よろしく願いいたします。

○岩崎会長 新しい委員の方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次第2、議事に移ります。

議事(1)障がい福祉事業計画 2018年度の振り返りということで、各部会における話し合いの結果を部会長からご報告いただきます。

その前に、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○福永主任 まず、資料が前後してしまうんですけれども、参考資料1、何枚かホチキスで止めて右上に「参考資料1 議事(1)の関連 障がい者福祉事業計画 2018年度実績」と記載されているもので、タイトルのあたりに「第3章 2020年度までに達成をめざす成果目標【2018年度実績】」となっている資料をごらんいただきたいと思います。

こちらが町田市障がい福祉事業計画（第5次計画）の主に福祉サービスに関する部分の2018年度——昨年度の実績を取りまとめたものになっております。

第1章と第2章については町田市の現状等が書かれていますので、実際に取り組む内容として第3章から、具体的にこういったものに取り組んでいきますというような項目になっております。

資料の右下や左下にそれぞれページ番号が振ってありますので、まず、ページごとに簡単にご説明をさしあげたいと思います。

それでは、参考資料1の1ページ、こちらは2020年度までに達成をめざす成果目標ということで、3-1、施設入所者の地域生活への移行に関連する施策が載っております。

上のほうにありますのが成果目標ですね。地域生活に移行する人数とかそういったものが載っております。そして2018年度の実績が載っております。

下のほうに成果目標を達成するための方策として、それぞれグループホームの整備ですとか短期入所の基盤整備、地域生活への移行に向けた支援というテーマがありまして、それぞれ具体的にどういうことをやっていくのかという方策が書かれています。

その右側、2018年度どのような実績があったのかという内容が載っておりまして、一番右端の評価、○、△とありますけれども、○については実施できた、△については一部実施できた、×が実施できなかったという評価になっております。

めくっていただいて、2ページにつきましても構成は同じです。3-2、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と、3-3、地域生活支援拠点等の整備という内容です。

続きまして3ページ、こちらが3-4、福祉施設から一般就労への移行というテーマが載っております。こちらについては4ページまで続く内容になっております。

その次、5ページは色付で印刷してあります。こちらは表が細かくなっておりますが、これが第4章、障害福祉サービス等の実績ということで、障害福祉サービスですとか、あと6ページにいきますと地域生活支援事業、このそれぞれの事業の見込み量と実績値ということで、数字ですとか実施・未実施とか、そのあたりの状況が載っております。

見込み量と比較して実績が10%以上上回ったものは青い色で枠が塗りつぶされています。逆に見込み量から10%以上下回った実績は黄色い枠で表示しております。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらはサービス提供体制確保のための方策の主な実施状況ということで、こちらにも障がい福祉事業計画に載っているサービスの中から事業を幾つか、注目度の高いものとかそういった

ものを事務局で抜粋して、2018年度の実施状況をお載せしてあります。こちらでも障害福祉サービスと地域生活支援事業で分けて記載しております。

続きまして、9ページをごらんください。

こちらは身体障害者手帳所持者数および自立支援・難病等の状況についてということで、2001年度から2018年度までありますけれども、各年度3月末時点の手帳の所持者数です。

10ページにいきますと、精神障害者手帳・難病の状況などが記載されております。10ページのほうは2006年度から2018年度の年度末のものが載っております。

続きまして、11ページです。

こちらは日中活動系サービスの状況ということで、それぞれの事業の事業所ごとの定員と、それに対する実人数が載っております。こちらの実員については2019年4月1日時点の数字になっております。

こちらはそれぞれ事業所ごとに分かれておりまして、11ページから14ページまで続いております。

続きまして、15ページです。

こちらがグループホームの状況です。こちらは2019年3月末時点、2018年度末時点の数字になっておりますが、それぞれのグループホームの定員と、3月末時点の利用者数の状況が載っております。これが15ページ、16ページですね。

続きまして、17ページ。

こちらが緊急一時保護の支給決定数・移動支援の状況です。こちらでも各年度末の数字が載っております。

18ページは記載がありませんので、続きまして19ページです。

こちらが2018年度の状況ですが、重度訪問介護の支給決定状況と重度訪問介護の請求実績状況、こちらの数字が月別に載っております。

20ページは記載がありませんので21ページ、こちらが町田の丘学園さんの在籍・卒業児童生徒数の推移の予測が数字として出ております。

一応この参考資料をもとに、それぞれの部会で実績を振り返っていただきました。

続きまして、別の資料ですけれども、資料1「障がい福祉事業計画 2018年度各部会における振り返り結果」というA3のホチキス止めになっている資料をごらんいただけますでしょうか。紙の右上に「資料1」という表記がございます。

こちらは障がい者計画部会と就労・生活支援部会の分が載っております。

1 ページから 4 ページまでが障がい者計画部会です。

それぞれの章とテーマごとに意見をお載せしてあります。具体的にどこの部分のご意見なのがちょっとわかりづらいので、一番右の「参考資料ページ番号」という欄に先ほど説明いたしました参考資料の該当ページ番号を入れてありますので、そちらと照らし合わせて見ていただければと思います。

5 ページが就労・生活支援部会のご意見となっております。

それから本日、当日配布資料ということで追加させていただきましたが、「当日資料 2【資料 1 追加分】」と書かれている A 3 の資料が相談支援部会のご意見となっております。

どういった意見が出ていたのか、詳しいところにつきましては各部会の部会長さんからご説明いただきたいと思います。

○岩崎会長 個々の項目へのご意見については各部会長の説明の後にしたいと思います。まず、表の見方等々について何かご質問があれば基本的なところでお聞きしたいと思います。よろしいですか。

そうしたら、障がい者計画部会、就労・生活支援部会、相談支援部会の順番にご報告いただきたいと思います。

全てのご報告が終わってからご意見、ご質問等の時間をとりたいと思います。

それでは小野部会長、よろしく申し上げます。

○小野委員 障がい者計画部会の小野です。

ご説明する資料としては、A 3 の「障がい福祉事業計画 2018年度各部会における振り返り結果」という資料の【障がい者計画部会】のところですね。

障がい者計画部会は障害当事者・家族を中心に、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉の施策の実施計画を策定して、進捗状況、推進状況をチェックするという役割を負っています。

先ほど事務局から説明していただいた参考資料の色がついているページを見ていただくと一番わかりやすいんですが、初めての方もいらっしゃるんで、ざっとになってしまうんですが。

障がい者計画部会で3年に1回、この色がついているページの各施策ごとに見込み量を立てます。最終的には町田市がこの見込み量に基づく予算立てをしていくこととなります。

上から、訪問系サービス、つまりホームヘルプサービスですね。居宅介護、それから、②の重度訪問介護というのは重度の方の自由に使える訪問介護、同行援護というのは視覚障がいの方の移動介護、④の行動援護は自閉症などの障がいのある方の移動介護。それぞれの施策の右側に第4期の実績が書いてあります。そして今、第5期に入っていて、2018年度から2020年度

まで毎年の見込み量の数値目標を立てて、施策の具体化を図っていく。これが障がい者計画部会の役割であります。

今回は2018年度の到達状況が、この当初立てた計画どおり進んでいるかどうか、あるいはその計画の実現によって障がいのある人やその家族の生活がよりよくなっているかどうか、あるいは働きやすくなっているかどうか、あるいは地域での移動がスムーズにできているのか、そういうことを点検、チェックしてきました。

細かな評価は資料1のほうに、各項目ごとに委員の意見が出されています。それは後で読んでいただければと思うんですが、障がい者計画部会では主に障がい当事者を交えて議論する場と、あと、この細かい見込み量の達成状況を見て、専門チームをつくってそこで検討してきました。

まず前提として、町田市は、障がいのある人が人口に対して多くいるわけではないんです。まあ平均程度です。障がい施策の予算の水準も他市、他区と比較して高いでもなく低いでもなく、平均程度です。その水準でこの計画の実施状況についての評価ですが、それぞれの、ホームヘルプサービスの実施状況や、あるいは先ほどこの資料で説明していただいた日中活動の働く支援や、それからグループホームなども今は100カ所になっていますけれども、この数字を見て、それが十分な水準であるかどうかの評価、それが資料1に盛り込まれています。

細かな評価は後で読んでください。

まず、第3章の3-1、ここは主に、障害者総合支援法は大規模入所施設から地域への暮らしに移行していこう、あるいは在宅の障害者が地域で暮らし、働き続けられるようにしていこう、これが大目標なんですけれども、依然として施設入所が減らない。地域に移行しても新たな入所がある。それが延々と続いているということが、1ページのところでさまざまな意見として出されました。

本格的にというか、地域の受け皿が少ないのか、はたまた地域での暮らしを支えていくための手立て、あるいは人手の問題なども議論されましたが、とにかくこの計画で掲げた施策目標として、地域での暮らし、地域に移行していくという点では十分な成果を達成していないという評価。

それから、めくっていただいて3ページまでがその施策目標なんですけど、4ページに個別のホームヘルプサービスやグループホームや地域での通所の施策、主にグループホームについての意見がたくさん出ています。これについても確かに、当初立てた計画の見込み量については達成していたり届いていなかったりという凹凸はあるんですけども、届いているから十分か

という、そうではない。計画に届いていないから相当に放置されているということでもない。

ただ、この立てた計画が想定していなかった新たなニーズや困難な状況が地域に発生したり、そういったことを想定すると、この立てた見込み量を達成していく、積み上げていくための方策がさらに必要ではないか。特に、大まかに言うと人手不足の問題、それからここ数年、国の報酬、給付費ですね、公費が削られてきた結果、例えばグループホームが100カ所にふえましたが、重い障がいのある人たち、あるいは食事や入浴や移動を全介助、あるいはコミュニケーションが非常に困難な障害者、そういった人たちのグループホームはさほどふえていないんですね。むしろ軽度の知的障がいの方のアパート形式のグループホームが、ここ数年ふえてきている。そういう意味では、必要性、ニーズに対しての施策の水準というところでは十分な達成ができていないのではないかという評価でした。

就労については就労支援部会で意見が出されると思うんですけども、障がい者計画部会の中でも就労支援について、国の施策、特に就業・生活支援センターが町田市にはない。りんく、レッツ、らいむは町田市の独自施策としてやっている。そこの水準が十分この計画の具体化に及んでいないということも指摘されました。

雑駁ですけども、以上です。

○岩崎会長 続いて就労・生活支援部会、谷内部会長、お願いします。

○谷内委員 今と同じ資料の5ページをごらんください。

こちらが就労・生活支援部会の項目になります。

ナンバーでいくと1番から7番までの7項目になります。時間の都合もありますので、かいつまんでお話しします。

まずナンバー1ですけども、福祉施設から一般就労への移行というところで意見として出されたのは、いわゆる「民間系」という表現がありますけれども、これは具体的に言うと株式会社になります。市内には3カ所ですか、9分の3カ所が株式会社による就労移行支援事業ですけども、そちらが軒並み年間30名前後、就労移行をしていただいている現状があるということなんですが、それに対して、いわゆる社会福祉法人等の就労移行支援事業との差が大きくなっているというところが1つ話題になりました。

それについては、こちらにも回答が書かれていますけれども、対象者が大きく違う傾向がある。社会福祉法人等が対応する方に関しては、本人は就労を希望しているけれどもその前にサポートすべきことが多々ある方が多くて、結果的に、数字的には就労移行に結びつきづらい傾向があるというお話がありました。



2番、3番、4番あたりは、今、小野委員からもお話があったナカポツセンター等のお話になりますけれども、ここはお読みいただいて、4番だけお話しします。

八王子市にTALANTですか、就業・生活支援センターが設置されています。こちらは町田市も担当区域になっているんですけれども、就労・生活支援部会を初め、こちらとの連携が現状できていないのではないかとということで、今後、連携のあり方について検討すべきという意見が出されています。

5番、6番につきましては市役所のほうでの、いわゆる職場実習と称される、嘱託職員の雇用を実施されていますけれども、まず5番に関しては、現状、知的障がいの方が2名こちらで雇用されているということなんですけれども、その雇用人数をふやす検討も、今後ぜひ進めてもらいたいということで、2名がゴールではなくて、今後人数をふやしていくことを考えていただきたいということです。

同じく6番に関しては、今、申し上げたとおり知的障がいということになっておりますけれども、ぜひ今後は精神障がいの方も含めて、障がいの種別を拡大していただきたいということで、当初こちらの評価には○がついていたんですけれども、部会で意見交換する中で今後への期待も含めて、部会后、△と修正を行ってございます。

以上となります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは相談支援部会、堤部会長、お願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の堤です。

当日資料2をお開きください。

相談支援部会では、ここにありますような項目が話されているんですけれども、概況でお話しすると、障がい者計画部会でも話が出ておりましたけれども、グループホーム自体はふえているけれども、実際に重度の人が入れるグループホームはふえていない。例えば精神障がい施設入所、長期入院等している障がいの人は、今のグループホームのレベルだと生活していくのは難しいのではないかと。例えば、一軒家でほかの方と1つの空間で過ごすことが難しい場合に対応できるグループホームは多くない。また、医療的ケアが必要な方、身体障がいと重複している方も難しいというような話があり、それに対する市の意見として「保護者の希望も含めて、「入所施設」との希望も多くある」多くあるけれども、住めるグループホームができなければ仕方がない、重度の人が住めるものをどうつくっていくかが大きいと思います。

なので、その下の「実態把握を行いながら補助等のあり方について検討を行いました。」と

あるが、具体的にはどのようなことをしたのか？」というところで「医療的ケアが必要な方を支援しているグループホーム等に現状の聞き取りを行った。しかしながら、東京都で今年度から新たな加算が導入されたこともあり、現状具体的な検討まではいってない」というところで、これも今のところ重度の人に対する方策は余り十分できていない。

結果、施設のほうは目標数を達成できずにかえってふえているという状況があるので、それに対する方策への意見として、定員数を下げるとか支給決定しないとかしないと、目標達成は難しいのではないかという意見がありますけれども、ここに書いてあるように、現実問題としては支援者等の希望もあるので、支給決定をやめるという対応には踏み切れないのが実情であるということで、今後の計画作成のプロセスへの意見なんですけれども、今、施設に入らざるを得ない人たちを地域で支えていくためには、現状から課題を分析して、できそうなこと・できないといけないことを出していったほうが良いと思うという意見が出ています。

要は、グループホームにしても、結局、足りないから親は受け皿としての施設を選ばざるを得ないのであって、実際には地域の中で生活できることを当然望んでいるし、あるいはグループホームとか集団生活が難しい人でも、チームアプローチによって地域で、逆に都営住宅等で暮らしたりしている重心の人たちもいるわけで、そういったノウハウを実現していくためにはヘルパーの確保等も含めて、後の課題でも出てくると思うんですけれども、ヘルパーの待遇改善とか報酬の問題、さらにはそれに携わる人が少ない問題等、さまざまなことを一つ一つ今後、洗い出していくこと。

それから、若いお母さんたちは随分意識が変わっているというお話も相談支援部会で出たんですけれども、年配の方だとぎりぎりまでは自分で見ていたい、亡くなった翌日からグループホームに入りたいという意見が結構あって、その実情の中では、グループホームに入る以前として、いろいろな人の介助を受けられる状況をつくっていくというような細かなこともしていくには、さまざまな家族の意識改革等も必要になっていくのではないかと、そういった話も出ています。

それから第3章、3-2、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということで、具体的にはどのような感じなのかという質問がありましたけれども、「昨年度は、保健部門とお互い主管している会議について確認しあった。今年度は、その会議の活用等も含めて、設置を検討していく場を正式に設けていく予定。その上で、2020年度中には、具体的な設置のめどを立てていく」ということで、具体的にはまだ動き出していないということがあります。

それから障がい福祉サービス等の実績で、訪問系サービス。これも見込み量としては達成されているんですけども、先ほどの話と一緒にですね。現状、ヘルパーが見つからないという最大の課題があって、支給量はあっても実際必要なサービスが受けられない。ヘルパーの単価が報酬改定で高くなること等は必要だけでも、現状の中で利用者のニーズと事業所のニーズが合わない。具体的に言えば、支給量に限りがあるから必要なポイント、ポイントで短時間で使いたいという利用者のニーズがある一方で、事業所のニーズとしては移動等の時間がロスになるので、ある程度まとまった時間帯派遣できないと、重度訪問介護は報酬単価が低いから実質的に事業所経営にもかかわるし、ロスがないようにしていきたいといったニーズの食い違いなどもあるので、例えば他事業所との連携をとってもう少し効率的な派遣体制を考える等々、具体的なことを今後、論議していく必要があるのではないかというような意見も出ました。

とりあえず、以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、ここでご意見、ご質問の時間をとりたいと思います。

今の報告で気になる点がございましたら、どうぞ指摘ください。いかがでしょうか。

○坂本委員 いろいろとご説明ありがとうございました。

先ほど小野部会長からも出ていますけれども、大項目のところがほとんど達成できていない。一番最初のところ、施設入所者の地域生活への移行、ずらっと書いてありますね。それから精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目について、このほとんどができてなくて、相談のところも、サービスの利用もほとんどされていない。障がい者計画部会でつくった数値は一応達成しているということなので、これはPDCAのサイクルからいけばきちんと回っているのか。

ただ、問題は、大きな項目のところが全然どこかでずれ違っているか。ですから大きな項目のところが、地域移行ができないとか支援ができないとかそういう形になっている計画ではないのかなと。

私自身が入ったのは2年前なんですね。もう計画は全部できておまして、「ちょっとこれはおかしいんじゃないかな」という質問はかなりしたんですが、やはり進行している関係上、余り修正もできずにここまで来たのかなということで、まず1つは、グループホームというのも、町田市で考えている地域連携というんですか、医療との連携のときにやはりグループホームをつくろうという方針が出ておまして、これは第4期の計画の中でもその打ち合わせの中で出ておましてね。それでグループホームの数をふやそうというのがまずあって、ですから空

間をいっぱいつくっておこうという、そういう政策はまず成功というか、達成できたのではないかな。

ただ、中身ですね。安定してそこへ住めるかどうか、その体制がきちんとできていないので、空間はできたんだけどそこに住める状態ではないということで移行ができていないというのが今までの施策の中にあっただのではないかなということで、この辺をもう少し見直してみる必要がある。

それからもう一つ、相談のところも、前に相談支援部会に入ったときに、やはり精神に関する相談のあり方ですか、今までどちらかというと身体と知的のところを、専門相談員もいるし。ところが、精神に関しては一切専門の相談員がいないという状態がありまして、そうすると精神関係の当事者からしてみれば、気が弱いとか、何か否定されたら一挙に話ができない、それから、大体いろいろなところへ相談に行きますと同じことを何回も説明してくださいということで、何回も説明しなければいけない。そうすると、何回かやっているうちにそれ以上もう相談するのも嫌になって、それで最終的には引きこもり状態になっていくとか、そういう悪循環になっていく。私自身、当事者を持っていますので。

まだサービスにかかわらない状態というのは、やはり5年たってもなかなか行き着かないところなんですね。もう少し精神関係の病というんですか、これをもうちょっと理解してもらった相談員がいないと対応し切れないのではないかな、そんな感じを持っていて、総括の話としては。あと個別のときにまたいろいろと意見言わせてもらいますが、そんなところがどうもわかりにくい。個別のところをもう少し何か……。後でまた言います。

○岩崎会長 今のご意見に対して、もしくはほかのところでも結構ですけども、いかがでしょうか。

○赤松委員 町障連の赤松と申します。

今のご意見に似ているんですが、この中で、現在、町田市ではどんどん会社が入ってグループホームをつくっていらっしゃいますけれども、他市では会社が急に手を引いてなくなってしまふという形で、そういう数字は入っているんでしょうかということと、虐待系のほうも大丈夫なのかというのが親としての不安ですが、ただ数だけですので、でき上がった、だけれどもなくなっていたよという、それは数値として入っていますでしょうか。

○岩崎会長 事務局のほうからお願いします。

○福永主任 虐待案件については今、私自身、情報は持ち合わせていないんですけども、今のところ、でき上がってなくなったというようなグループホームは、特にありません。

ただ、軽度の方を受け入れているグループホームがここ最近でかなりふえましたので、今後、市の状況としても、そろそろ町田市でグループホームをつくっても市内の軽度の方が入らないで近隣の市の方からの申し込みが殺到して、実際、半分以上は他市の方が入るみたいな、そういうグループホームもちょっと出てきつつありますので、市としては、やはり重い方を受け入れてくださるグループホームを積極的に受け入れるですとか、市内の軽度の方については、ちょっともうニーズとしては飽和しているというようなところを、新たにグループホームを運営したいという事業者さんにもお伝えしているような状況です。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○清水（孝）委員 施設入所の方、また精神科の病院から地域移行という部分でなんですけれども、相談支援部会の中でも意見が出されていますが、目標値が、例えば21人に対して3人であったりということで、先ほど小野部会長からもご報告がありました数値目標が達成されていない背景として、この評価は○とか△である程度できているというところと何か一致しないように感じます。

であると、この対策が不足しているのではないかと考えると、参考資料1の5ページの第4章、障害福祉サービス等の実績で、下に相談支援として③地域移行支援・地域定着支援、これが黄色で10%以上下回った部分なので、恐らくこの地域移行支援の数も精神の方の数ではないかなと、ちょっとわからないんですけれども。そうすると、施設から地域へというところでこのサービスをもう少し使っていくような対策が何か必要ではないのかなと、ちょっと思うところでは。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○風間委員 色がついている資料ですが、③同行援護というのは視覚障がい者の外出等にかかわる事業ですけれども、この利用者数というのは、ある事業所と契約しないと派遣してもらえないということがあるんですが、新たにこれに該当する人が契約したいんだけど、その事業所で対応し切れないので断っている状況が現在あるんですね。そういうところは市ではどういうふうに思っているのか。

それと、例えばほかの人の時間数を減らす……、実績がどうかちょっとわからないけれども、必要な人が契約したいと申し込んでいるにもかかわらず、ガイドさんがいないからできませんというのはちょっと問題があるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○岩崎会長 事務局で何かその辺のことは把握されていますか。

○真道係長 先日、視覚障害者協会との懇談でも同じような問題が出ましたので、一応今、サ

ービスガイドブックに載っている事業所に電話をして問い合わせたところ、やはり視覚障がい  
の同行援護の資格を持っているヘルパーさんがなかなかいないということで、継続的に月1回  
とか月2回利用されている方については利用を確保できているんだけど、新規の方につい  
ては、条件が合わなければ確かに受けられないという情報は聞いています。

特に、新規で申し込まれる方は長時間の場合が多いらしくて、例えば23区内に出かけていっ  
たり他県に出かけたりといった要求も多かったりするので、恒常的に週1回、2時間ぐらいの  
買い物にというようなことだったら調整はしているけれども、なかなかそういった要望に応え  
切れていない、そういう答えが返ってきたところがたくさんありました。

それについて今のところ、確かにサービス自体はふえる方向に行くとは思いますが、  
それに対して何か指導ができるというようなことは、今のところはありません。

○岩崎会長 視覚障がいの同行援護ができる人の養成を少しやろうとか、市としての計画はな  
いんですか。

○真道係長 同行援護のヘルパーさんの養成については、市は今のところ取り組んでおりませ  
ん。

○岩崎会長 とすると多分、見込み量に対して上回っているけれども、実際のところはもっと  
もっとニーズがあるということだとすると、その辺のことも含めて少しご検討いただければと  
思います。

ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 民生委員の町野です。

先ほど就労・生活支援部会のほうから、八王子に就労・生活支援センターのTALANTがある  
ということで、その上のほうに全然増設が実現できていないというようなことが書いてあります  
けれども、例えば、生活援護課などは週に1回とかハローワークが来て、窓口を設けたりして  
いますよね。それで就労の相談を受けているんですけども、そういった形で、例えば月1回  
でも週1回でも定期的にこちらから町田に来ていただいて、窓口を開いていただくといったこ  
とは考えたことがないのでしょうか。

○福永主任 来ていただいて窓口を設けてというところは、今まで余り検討したことはなくて、  
そもそも情報共有とかそういった段階でまだすり合わせができていないような状況です。町田  
市ではなく別の機関で開かれているそういう就労関係の会議では、このTALANT、ナカポツセン  
ターと同じ場にいるということはあるんですけども、まだ町田市としてそういった情報共有  
の段階から始めていかなければいけないのかなというところで、そこにはまだ至っていない状

況です。

○岩崎会長 ほか、よろしいでしょうか。

○清水（謙）委員 ちょっとわからないところもあって、そもそもの話になってしまうかもしれませんが、今回2018年度の各部会の振り返りの結果があり、また各部会が分析したお話もあって、それを次に生かさなければいけない話だとは思いますが、これは「出てきたことを次こういうふうにしていきます」という話が出てくるものなのか、それとも、もうそれは事務局のほうで意見を聞いて何かしら手立てを打っていくのか。2019年度は今、動いているわけですが、もちろんすぐできることとできないことと、それぞれ課題や問題の大きさがあるとは思いますが、これがどういうふうにつながっていくのかがちょっとわからないので、教えていただければということです。

○岩崎会長 一応これは進捗管理の一環として、1年ごとに実績、計画に対してどの程度進行しているのか、それに対してチェックを入れて、それをまた市のほうに戻すことで、市としても再検討してこの計画を実現するためにどうすればいいかというサイクルをまわしているのが1つ。

あと、次年度の計画を来年度からまたつくるんですけども、その次の計画に向けて、例えば先ほど坂本委員が言われた抜本的な問題だったりとか、そういう点についても振り返りをしながら少しずつ蓄積して行って、最終的に次の計画に生かしていく、そういったサイクルになるかと思います。

○清水（謙）委員 わかりました。ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、よろしいでしょうか。

○清水（孝）委員 就労定着支援の件です。

就労・生活支援部会の中でもちょっと読み取れないことと、それから、やはり課題としてきちんと認識して次に生かさなければいけないのではないかと思っているのが、今、給付事業としての定着支援事業が開始されました。それは福祉サービスを利用している方が対象ということなので、まだ利用されていない特別支援学校の卒業生が就職後は、りんくさんにほぼ支援が入ってきます。それから精神の方も、今、結構働く場所が、企業さんの募集がふえてきていますので、いわゆるトレーニングを受けていない方でもすぐ仕事が決まるという現実があるので、その方たちが定着を受けようとする、福祉サービスを受けていらないので当然レッツのほうに支援が来るわけですね。そうすると、おのずとレッツとりんくは定着の人数がふえてくる。

あと、今、給付の福祉サービスの定着支援は3年間だけなので、3年が終わった後は全て今の就労・生活支援センターに、定着したい、その支援を受けたいという人は全部受けていくことになるわけですね。その辺の先を見据えたセンターの役割と定着支援事業とがどんなふうに役割分担していくのかとか、スムーズな連携を図れるようなシステムをつくるかといったことも非常に大きな課題になるのではないかと。先ほどのナカポツセンターの必要性というのも、そこも含めて何らか考えていかないといけないのではないかと考えています。

○岩崎会長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

○風間委員 昨年の障がい者計画部会で提案させていただいた、いわゆるタクシー券なんですけど、私、資料をつくりまして、多摩30市町村のデータ、不完全ではあると思いますが、町田市は実施されていないんですね、タクシー券。それを来年やってほしいというわけではなくて、次期の計画のときにぜひともそのような方策を講じてもらいたいと思います。

というのは、私、身体障害者福祉協会の会長なんですが、肢体障がい者の方が半分ぐらいいるんですね。その方たちはそれが一番の市に対しての要望なんです。肢体障がい者の会は町田には特別ありませんので、そういう人の声がこういう方策をつくるところで全然上がってこないんですね。ですので、ぜひこの会でそのような方針をしていただけたらありがたいと思います。

肢体障がい者の方は普通のバスにも乗れない可能性もあるし、移動のときにすごく困難なんですね。タクシーに乗った場合、自費で大変な思いをしている方も多くいますし、視覚の方も、やはりぜひタクシー券の補助をしてほしいということを切望しています。

30市町村で、町田は八王子に次いで2番目に大きい都市であり、財政規模もそれに匹敵するものがありまして、何で今ごろになってもこういう問題を要求しなくてはいけないのか、私は信じられないんですね。もう東京都ではほとんどの区市町村がやられているにもかかわらず町田ではやられていないということは、私は強く要望したいと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

○坂本委員 さきの相談のところで、前から質問しているんですが、センターをつくって、それである程度精神に関してのいろいろな受け入れ態勢はできてきたのか、いろいろな相談を受けられる状態になってきているのかどうかをちょっと確認したいなど。そろそろ1年半以上たちましたですね。

○岩崎会長 それは、どうでしょうか。事務局でよろしいですか。

○坂本委員 センターの管轄はどこなんですか。



○中島課長 事務局・障がい福祉課です。

センターの現状の3障がいの相談の状況ですけれども、特に精神が少ないとか、どちらかという、ほとんどのセンターで件数としては精神の相談が一番伸びてきておりますので、現実的に件数も、センターになったので精神の方が相談に来ていないというようなことはなくて、足かけ4年になりますので相談対応している職員のスキルもついてきているというふうに、利用者増というところから見ても、こちらとしては捉えております。

○坂本委員 相談のところも、それからいろいろ項目あるんですが、やはり傷病別に分けるのが総合支援法に何となくそぐわないという感じで、余りデータを出してもらっていないんですが、やはりもう一回この資料を整理して出してもらわないと、討議にならないのではないかな。そうしないと、何となく全体の話でスルーして流してしまっていて、問題点がよくわからないうちに進んでいくという計画になりそうなので、その辺をもう少し分析して出してもらえれば非常にありがたい。相談から全部の話で、全体の推移で出していると。

それから、いろいろなサービス関係については全部、本来であれば3つか4つくらいに分けて出してもらえれば利用状況もはっきりわかるのではないかなというところを、事務局にお願いしたいんですが。

○岩崎会長 それはご検討いただくということによろしいでしょうか。

ほか、よろしいですか。

そうしたら、続きまして次第(2)、次は障がい者計画。今までやったのは事業計画で、かなり具体的な実施計画ですけれども、今度は障がい者計画ということで、理念的なものも含んだ上位計画の中間評価についてです。

これにつきましても事務局から資料の説明を受けた後、各部会長から話し合いの結果をご報告いただき、最後にご意見、ご質問の時間をとりたいと思います。

時間が大分押していますので、簡潔にご説明をお願いいたします。

○後藤主任 障がい者計画の中間評価についてということで、資料の説明をさせていただければと思います。

お手元の資料2と資料3をごらんいただければと思います。資料2が「障がい者計画の中間評価について」というA4の1枚の紙になっております。もう一つの資料3は「障がい者計画各部会における中間評価結果」ということで、A3の紙になっております。それから資料3に追加しまして、当日配布資料3。これが資料3追加分ということで、相談支援部会分になっております。

まず、資料2をごらんください。「障がい者計画の中間評価について」という資料になっております。

こちらは、なぜ今、中間評価を行うのかということと、中間評価の方法についての説明資料になっております。

なぜ今、中間評価を行うのかということですが、まず、表紙に猿の絵がかいてある第5次町田市障がい者計画、こちらの計画期間が2016年度から2020年度まで、2021年3月までになっておりまして、これの次の計画、2021年4月から始まる次期の計画策定が来年——2020年度から始まることになっております。計画の策定作業として2020年度中に計画をつくり始めるので、今の計画、第5次計画の課題を2019年度、つまり今年度中に整理しておきまして、来年からの計画の策定作業に反映させていくというのが中間評価を行う目的となっております。

まず障がい者計画、この猿の絵の表紙のものでございますけれども、そもそもこれは理念的な計画でありまして、この中で現状課題、「とくにがんばるとりくみ」というところが整理されているんですけれども、これを具体的にどのように進捗管理していくのかというところで2017年度から始まったのが、この進捗管理用の第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）というものになっております。

この図の中だと一番左、「第5次計画+付属資料（進捗管理用）」という書き方になっているかと思えます。

この進捗管理用の資料、2016年度につくりまして、2017、2018と個別の年度ごとに取り組みを評価してきたんですけれども、中間評価ということで、今回はもう少し包括的な評価をしていくというのが中間評価というものになっております。今回ここで中間評価を行いまして、第6次計画の策定作業、2020年度から始まる策定作業に反映させていくといったところにつながっております。

この年表の中だと2019年度のところで、白い矢印で「中間評価」と書いてあるもの、それから今年度実施しました実態調査をあわせまして、2020年度からの策定作業に反映していく、そういった形になっております。

続いて中間評価の方法ですが、2016年度から2018年度までの第5次障がい者計画の取り組み状況についてご意見をいただければと思っております。各年度の振り返りで意見の出ない事業ですとか、実行プランそのもののあり方、構成などについても、ご意見があればいただければと思っております。次期計画につなげていくための総括的な評価、課題の整理という視点でお願いできればと思っております。

下に（例）として載せさせていただいたんですが、「実行プランの〇〇事業については、協議会からの提案と実際の事業内容が食い違っているので、次の計画策定では再検討してもらいたい」など、そういったところになっております。

続いて、資料3と資料3の追加資料です。こちらは各部会における中間評価結果のまとめになります。

既に各部会で中間評価を行ってきておりますので、各部会で出た意見のまとめと、意見に対する回答は障がい福祉課からの回答となっております。

資料2と3、追加資料についての説明は以上になります。

○福永主任 続きまして、右上に「参考資料2 議事（2）の関連」と書いてあります「第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用） 2018年度実績のまとめ」というA3の大きい紙をごらんいただきたいと思います。

こちらが障がい者計画付属資料（進行管理用）ということで、2018年度の実績を、それぞれ障がい者計画付属資料（進行管理用）という冊子のページと取り組む事業名に連動しているものですけれども、2017年度の評価と2018年度の評価の一覧になっております。

◎が目標以上に進んでいるもの、○が目標どおりに進んでいるもの、△が目標を下回っているもの、－が次年度以降に実施する予定の事業ということで、評価なしとなっております。

この裏面については、2018年度の△と評価した余り進んでいない現状ですとか評価の理由、こちらが載っております。

あと本日、当日配布資料としてお配りした当日配布資料4、こちらもA3の大きい紙の資料なんですけれども、こちらが2018年度、去年の実績の振り返りを前回6月の協議会でしていただきまして、そのときに委員の方々からいただいたご意見と、あと、当日協議会の場で事務局から回答させていただいたもの、あと回答ができなくてフィードバックを担当の箇所にした結果の回答ということで記載しておりますので、中間評価の参考にできればと思いますので、ごらんいただければと思います。

○岩崎会長 それでは、また3部会から報告をいただきたいと思いますが、障がい者計画部会の小野部会長、簡潔にお願いいたします。

○小野委員 資料3の一覧表を見ていただきたいんですけれども、先ほど報告、協議した計画は、初めての方はわかりにくいと思うんですけれども、福祉に関する計画で、今から各部会で検討した結果を報告し、検討していただくのは障がい者基本法という別な法律、もっと大きな法律に基づいた計画なので、福祉だけではなくて、情報アクセシビリティや移動や差別解消や

権利擁護など、さまざまな分野にまたがります。

障がい者計画部会で出た意見は、資料3にあるとおりです。重点は、全体として、個別の評価はやはりしにくい。特に障がい福祉課を離れた各部局での進捗状況を表で見ても、なかなか評価が難しいという意見が出ています。ただ、全体で、この障がい者計画の中で重点的に進めるべきはやはり資料3のナンバー6、差別をなくし権利を守る、その点で、町田市にはまだないんですが、東京都が策定した差別解消条例に続いて区市町村でも今、どんどん策定が進んでいるんですね。パラリンピックの実施によって。町田市では、まだない。この差別解消条例を町田市でつくるのが、いろいろな施策を前に進めていく上で突破口になるのではないかという意見がありました。

実際に、グループホームの設置や、作業所を設置したりということでも地域住民の反対があったり、そういうことは今も起こっているの、この差別解消条例をつくっていくという計画の具体化が全体としての突破口になるのかなと思います。

○岩崎会長 では次、就労・生活支援部会の谷内部会長、お願いいたします。

○谷内委員 では引き続き、就労・生活支援部会です。

全部で9項目挙がっておりますけれども、1から3につきましては、まず、1の暮らすことにおいては、これはある意味、当然なんですけれども、就労と生活支援というのは当然両面からの支援が必要でして、グループホーム等で生活されている方もそうなんです、いわゆる在宅でおひとり暮らしをされている方、そして就労されている方ですね、その方の生活面をどのようにサポートするかという取り組みが、今後ますます必要ではないかということ。また、不動産等の例がありますけれども、実際、ひとり暮らしを始めようとする際の差別的な対応が、残念ながらまだなくならないという現状があるのではないかということです。

2番につきましては、町田市に住んでいて日中、他市に就職に出かけていらっしゃる方、また逆に、日中、町田市で働かれているけれども夜間は別の市区町村で生活されている方、こういった方々を対象にした支援が余りなされていないのではないかということ。

3番に関しましては、町田市内、就職に関してはハローワークを初め積極的に研修等を開催していただいているんですけれども、市としても今後ますますの積極的な取り組みが必要ではないかということです。

4以下は、先ほど申し上げた町田市知的障がい者嘱託員の件なんですけれども、重複するところは省きまして7番だけごらんいただきたいんですけれども、障がい種別、また増員等は先ほど申し上げたとおりなんです、7番にありますのは、これまで雇用を行ってきたいわゆる

総括的なところ、そういったことを所管課のほうから報告する場をぜひいただければなと思っています。

この間、雇ってみて、特に職員間の意識の変化であったりだとか、市としての今後の取り組みにどうつなげていくか等の総括をぜひ今後、何らかの形でしていただければなと思っています。

○岩崎会長 では次、相談支援部会、堤部会長、お願いします。

○堤委員 当日配布資料3をごらんください。

相談支援部会では中間評価として、相談することと保健・医療のこと、この2点が重点的に話になりました。

相談支援の充実というところでは、事業所連絡会や支援センターの研修等で「充実」を阻害しているものが何なのかを論議しないと課題を解決できる相談支援にならないのではないかとという意見が出ています。

それから相談支援指針の普及も、去年、相談支援指針が完成したけれども、実際にそれを、センター以外の通所とかさまざまな事業所に送っていますけれども、そういったものの活用方法について、やはり配付しただけではなかなか有効活用されないのではないかとということで、もっと活用してもらうためのPRとか、あるいは勉強会的な場等をもっと積極的につくったほうがいいのではという意見が出ています。

保健・医療としては、取り組みはあるというけれども、町田では障がいの特化した専門医療のなさが昔から大きな課題として言われていますけれども、これは現実的に無理なのかどうかということで、ここは回答なしになっていますけれども、部会の中では病院ごと持ってくるのは現実的には困難といった話がされていました。

あと、市として医療的ケアが必要な子どもとか大人とかがどこにどれぐらいいるのかといったことがよくわからないということが課題になって、どういうふうに把握されているのか、それから医療的ケアが必要な児・者の支援は市民の声からも大事とは思いますが、実際支援している中で大きな課題があることも感じているので、具体的な取り組みを検討できるとよい。

これに対しては、子ども発達支援課より「医療的ケア児検討会が昨年度から発足しており、その中で、各機関の情報を集約して概ねの状況把握はできている。しかし、会議としては現状保育園への医療的ケア児の入園についてから始まっており、その後のことについては、今後の課題となる」というお返事がありました。

あと、ここに書いてあること以外にも、例えば計画相談のサービス等利用計画と各事業所が

つくる個別支援計画の連携がまだ十分になされていないことが大きな課題ではないかとか、親亡き後の生活の場、主に障がいを持っている人たちのグループホームのこととか、それから資料のほうでどこかにあったと思うんですけども、移動支援の充実については、他市と比べて町田市は少ないという実態までの検討はされているけれども、実際2019年度は実施に至るだけの予算がないということで、でも、これは本当に当初からの課題なので、ぜひ来年度に向けて課題として取り組んでほしい、そういった意見がありました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、ここでご意見、ご質問の時間をとりたいと思います。

今の報告以外にも、気になる点がありましたらどうぞ発言ください。いかがでしょう。

○赤松委員 ただいまの保健・医療の件ですが、医ケアの方の、今、児童のことは大分出ていたんですが、今現在、18歳になってから、医療機関から自分でちゃんと探してこいというようなことで親御さんが大変困っている状態であります。北里でもだめですし、ほかの医療でもだめだというところで。町田市としてはそういった手当を、またご紹介等の動きをしていただいているのでしょうか。

実は今、花の郷に行っていますものですから、医ケアの方、重心の方のお母様たちからのご意見を伺ってまいりました。

○岩崎会長 事務局から何かコメントできますか。

○中島課長 医ケアの18歳のお子さんで、障がい者支援センターでかかわっている方であれば障がい者支援センターが知っている支援の中で病院と一緒に同行したりということもあるんですけども、現実的には保健所がかかわっていたりとか、要はかかわっているところで知り得るところと連絡調整をしてやっているということで、大変申しわけないんですけども、どこかの機関が取りまとめてここを紹介するとか、こういうところと連携をとっているとか、市として何かシステム的にやっているというよりも、あくまでもその時点での支援者が一緒に寄り添ってご支援を行っているというのが現状かと思います。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。

○赤松委員 よろしくはないですけども。

○岩崎会長 よろしくはないけれども、よろしくここで取り上げてと。

今のところだと、この障がい者計画付属資料（進行管理用）の50ページに成人の人たちの健康診査事業というのがあるんですけども、これが単なる情報提供——という言い方をすると語弊がありますけれども——にとどまっているとすると、例えばこういったところを次回の計

画ではもう少し充実させていって、具体的な医療につながるような支援をするといったように、次回の計画では少し取り組んでいただければと思います。

○赤松委員 ただいまの話なのですが、町田市としては、18歳以上で通っている方たちがみんな断られているという状況はご存じでしょうか。

○中島課長 すみません、先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまうんですが、町田市としてというか、実際に今、障がいの支援センターであったりとか機関でかかわっている方が困難と一緒に探すということは、実際はしているんですけども、そういったことを市全体として、子ども部門であるとか保健所であるとかそういったところと共有している場が今はないので、町田市としてということになると、把握しているとかしていないとか言い切れる状況ではないです。

○岩崎会長 問題提起をいただいたと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 私たち民生委員はまちを歩いていて、それで皆さんの声を聞いてくるという程度なので、ちょっと場違いかもしれないんですけども、ちょっと伺ったところによりますと、移動支援というものは中学生以上でないと使えない。医療ケアが必要な、呼吸器をつけているお子さんがいるお母様などは本当にもう大変な思いをしているんですけども、なぜ中学生以上でないと使えないような形になっているのか伺えればと思うんですが。

○岩崎会長 事務局からよろしいですか。

○中島課長 移動支援については、現状の考え方といたしましては余暇活動に向けての支援というところが中心になりますので、町田市としては現状、小学生の間は基本、1人でどこかに出かけるというよりも親御さんと出かけることを中心として考えられているために、小学生というのは考えていないです。

今、町野委員がおっしゃった医ケアのある方の通院等に関しては、通院等介助であったりとか、また、多動なお子さんであると福祉サービスの中で行動援護というのもございますので、移動支援の主な目的が余暇というところで、そのような形で中学生以降ということで、現状は規定させていただいております。

○町野委員 そうすると、例えば町田の市民病院のNICUとかそういうところに入っていて、いっぱいなのでなかなか入れなくて出されてしまったという方で、お子さんがお医者さんに行ったりいろいろするのも本当に大変な思いをしているお母様たちがいるんですけども、余暇の、それだけのことでの移動支援という形になってしまうのでしょうか。

○岩崎会長 そういった場合は移動支援が使えないのかというご趣旨ですね。

○中島課長 現状は、町田は小学生以下に関しては移動支援は適用していないので、先ほど申し上げたように通院等介助であるとか居宅介護の中で、そちらの支援はさせていただいている状況です。

○小野委員 補足というか、先ほどの福祉計画の資料で、「参考資料1 議事(1)の関連」という数字がいっぱい載ったものの17ページに緊急一時保護の支給決定の実績がありますね。その下に、移動支援サービス受給状況という実績があります。これが今、議論になった移動支援で、知的、身体、精神とあって、児童の登録人員が85人で実利用人数が55人。この時間数を見ると、延べ時間数で書いてあるから結構な量出ているように見えますけれども、町田市は月に18時間という上限になっているので、他市と比較してもこれはすごく少ないんですね。

町野委員がおっしゃった、せっかく町田市民病院にNICUができて、そこが6床かな。そこで何とか踏みとどまって町田で重症心身の子どもを持って生きていこう、生活していこうという家族が残り始めた。一時減ったんですね。そういうことを考えても、この移動支援をどう伸ばしていくのか、他市に比べて時間数が少ない、それをどれだけの量ふやしていくのか。全然十分ではないです。

先ほどのタクシー券の話もそうだし、他市にできていて町田市にできていないことがあります。この福祉事業計画の延長線上で議論して、積み上げてやっていけることと、新規の施策や、あるいは国の制度としてもっと引っ張ってこないといけないものとある。そういったものも視野に入れて、今後、私が一番——坂本委員もずっと精神のことを気にかけていらっしゃるんですけども、当事者家族の立場なのでね。今度やった実態調査でどれだけの声を浮き彫りにできるか、私はそこに期待をかけたと思っています。

私、この障がい福祉事業計画の初期のころからずっとかかわっているんですけども、これは相当いろいろな数字の積み上げ方をしてきたり、積算をしてきたり、事務局にも無理難題を言っているいろいろなデータの出し方をしてもらったりしてきました。精神の入院患者数を全部カウントして、それを退院促進の母数に入れたりとか、そんな時期もあったんです。ただ、現状では、率直に言って十分ではないです。いろいろな問題、あらもあります。そこは、やはり今度の実態調査は相当ニーズを深掘りできる、クロスすればいろいろな要望を浮き彫りにできるのではないかと。初めてのことでからね。前からやってほしいということは言ってきたんですけども初めてできたので、これを契機に次の計画にどう反映させていくのか。計画だけではなくて、市の予算にどう反映させていくか、そこが重要になってくるだろうと思います。



○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○坂本委員 時間もあれでしょうから、次期計画について一応この施策協議会で討議してもらおうということで、提案——もうこの会議で話をしてもなかなか時間がとれないので、別に事務局なり、あるいは障がい者計画部会なりに提案書を出すという形でよろしいのでしょうか。

○小野委員 意見をです。

○坂本委員 ええ。というのは、そういう形で出さないと……。それで、今、国の施策としての地域包括についても一応方針が出ておまして、この辺を取り入れてもらえるのかどうか。

一番のところは、医師会と行政がきちんと話し合いができて方針が出せるかどうかが一番大きな課題ではないかなという、そういう要望等は施策のほうで、どこに出せば提案してもらえるのか。

○岩崎会長 別にここでもいいですし、障がい者計画部会でも結構です。

○小野委員 文書で出すというのが一番だよ。

○坂本委員 ということで、事務局に出せばいいですね。

○岩崎会長 はい。

ほか、いかがでしょうか。

そうしたら、すごく大事な資料がいろいろ出ていて、時間があればもう少しきちんと議論したいと思うんですけども、でも、このデータをぜひ次の計画に生かすということで、検討させていただきたいと思います。

それでは次第3、報告事項(1)町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の経過報告に移ります。

事務局から経過報告をお願いします。

○安次富主任 資料4「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の経過報告」をごらんいただければと思います。

この実態調査なんですけれども、次の計画策定の基礎資料を得ること、それから今後の町田市の障がい者施策の推進に活用することを目的として、障がい福祉の分野としては初めて調査を実施いたしました。

今回ご報告させていただくのは、調査の回収状況になります。

時間がちょっと厳しいので、資料の中ほどにあります調査票の回収状況のところをごらんいただければと思います。

今回の調査は、調査票①から調査票④までございます。それぞれ対象者は、上の「配布対象

者」というところに書かせていただいております。

調査票①につきましては郵送とWEBで回答を募集させていただきまして、56.3%の方にご回答いただきました。調査票②につきましては、こちらも郵送とWEBにおける調査を実施いたしまして、45.3%の方にご回答いただきました。調査票③につきましては郵送のみになりますけれども、62.4%の方にご回答いただきました。調査票④の精神科病院の入院患者の方につきましては、これから個別に病院の同意をとって、同意が得られた病院に調査協力をいただくという形で調査を実施してまいりたいと思っております。

全体の回収率は、現段階では51.4%です。他の自治体の障がい福祉の分野で行われている調査ですと、大体4割から5割の間が回収できているというような結果が出ておりますので、おむねそれと同じような回収率になっています。

今後の予定としましては、10月から11月にかけて回答の集計を行い、11月から1月にかけて調査結果報告書案を取りまとめ、1月21日の第4回障がい者施策推進協議会に報告書の案を付議させていただきたいと思っております。

報告は以上です。

○岩崎会長 今のご説明にご質問のある方、いらっしゃいますか。

私が思ったよりも回答率が高くて、すごくよかったなと思っておりますけれども、貴重なデータですので、ぜひしっかり分析していきたいと思っております。

続きまして次第の3の(2)災害時等障がい者支援バンダナの配布について、事務局から説明をお願いします。

○岡担当課長 資料5に沿ってご説明したいと思います。

このたび町田市で、災害時に身につけることで周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動の際に支援を受けやすくするための障がい者支援バンダナを作成いたしました。今月から市内在住で障がい、精神疾患、難病がある方に配布してございます。

障がい福祉課、障がい者支援センター等で配布しています。現物はこちらになります。

(資料提示)

こちらにございますので、また会議終了後に確認いただければと思います。

詳細はごらんいただければと思います。

以上です。

○岩崎会長 今のご説明にご質問のある方、いらっしゃいますか。

○赤松委員 こちら私の友達のところにはご自宅に届いたというんですが、今のお話を聞きま

すと、支援センター等に行かないともらえないものですよ。どうしてこの差が出たんでしょうか。

○岡担当課長 視覚障がい者の方については個別に郵送で対応させていただいているところです。

○岩崎会長 それでは、続いて次第の3の(3) ひかり療育園の新たな運営体制に関する方針について、ひかり療育園の方からご説明をお願いいたします。

○金子園長 ひかり療育園園長の金子と申します。よろしくをお願いいたします。

資料6をごらんいただけたらと思います。

私から概要をご説明させていただいて、その後、担当職員の三沢から細かく説明させていただきたいと思います。

資料6の1枚目、ここまで、ひかり療育園のあり方の検討を進めてまいりました。前回、2月の協議会のときに外部の有識者によるあり方検討会の結果について報告させていただきました。その後、今年2月から7月にかけて、庁内の検討委員会としましてひかり療育園で行っている生活介護、訪問、成年後見の相談事業、高次脳機能障がいの相談事業の4つの事業についてそれぞれ検討を行い、今回、方針を決定いたしました。

資料をめくっていただくと左側と右側にイメージがかいてありますけれども、ひかり療育園で行っている生活介護事業につきましては民営化し、民間法人の運営にお任せするという方針になっております。民間法人、現在、生活介護を行っている事業所が市内に30とか31とかあるんですね。皆さんそれぞれ特色ある活動を行って、専門性、柔軟性を生かしたサービスの向上が実現できるのではないかというようなメリットを考えております。

そのほか訪問事業、成年後見事業、高次脳機能障がいの事業につきましては、市の事業として運営手法を変更いたしまして、成年後見事業につきましては、同じ部内の福祉総務課が成年後見制度の相談事業を社協に委託しているということもありますので、そちらに移していく。それから訪問事業、高次脳機能障がいの事業につきましては、市直営ひかり療育園で行っていた事業を障がい福祉課に移管しまして、事業の実施体制をさらに強化していけたらと考えております。

特にこだわって検討してまいりましたのは、ひかり療育園の事業の始まりとなりました訪問事業についてなんですけれども、こちらについても三沢から詳しく説明させてもらいたいと思います。

○三沢担当係長 ひかり療育園担当の係長をしております三沢と申します。

お手元にお配りさせていただいております資料6-②、表面に「ひかり療育園・各事業のあり方検討経過（生活介護）」としているものでございます。

こちらどういった資料かと申しますと、先ほど園長の金子からも申し上げましたとおり、生活介護あるいは訪問事業、成年後見制度の相談事業、高次脳機能障がいの方への相談事業、それぞれ園の主要な事業をどのような経過で今回の方針として決定していったか、その経過等を記しておるものでございます。

生活介護事業について、どのような事業かの説明は割愛させていただきますが、一番左の事業の現状に対して、まず、外部の有識者の方々、あり方検討会のご意見はどのようなものだったか、続きまして庁内に持ってきての検討がどのような経過であったか、そして事業の新たな運営方針としてどのようなものにしたか、それを右に流れるように記しておるものでございます。

まず生活介護事業につきまして、事業の現状については、一番下の「運営手法」のところにも市の直営で運営している現状がございますけれども、これに対して右側のあり方検討会（外部有識者）の方々のご意見として、さまざまな選択肢からどういった運営手法がよいか検討していただいたところでございます。赤囲いもしておりますけれども、民営化（給付費以外に補助あり）ということで、こういった運営手法がよいのではないかと比較検討していただいて、比較的多数、過半数の方がご意見を上げられたところでございます。

ただ、これで決定というわけではございませんで、庁内でも同じく、意見を上げていただいた方のあったものを選択肢として再度並べまして、さまざまな項目ごとに、果たしてどの運営手法がふさわしいのか、あるいは効果を出せるのか、そういったことを再度検討してまいったところでございます。

そこで「庁内委員会」とあるところ、庁内での検討の結果、外部有識者の方々と同様となりますが、民営化で補助等を行いつつ実施するのが望ましいのではないかという結論に至ったところでございます。

一番右の「事業の新たな運営方針」のところにも「民間法人へ運営移譲（民営化）」ということで、それに対しては図にもあらわしておりますが、民間法人が運営しつつ、町田市としても必要な支援等を行っていくというところで考えておるところでございます。

これで見込まれるメリットは、先ほど園長からも申し上げましたが、サービス水準の向上、さまざまなサービス等の実施、そういったところが見込めるのではないかとこのところでございます。

表面の下側につきましては、生活介護の利用者さん、ご家族が懸念されているところ等について、市としては現時点でこのように考えておりますということを、その代表的なものを並べております。

実はご家族、ご利用者の方々にも既にご説明させていただいて、現時点では、おおむねこういったご説明でご納得いただけているようなところでございます。

続きまして、裏面にご説明を進めてまいります。

まず、一番上の段に（訪問事業）とございます。こちらは先ほど園長からも申し上げましたとおり、一番最初、ひかり療育園ができるきっかけとなった事業ということで、非常に重要な、ひかりの原点というところでこだわって検討を進めてまいったところでございます。

どういった事業か、ごく簡単にご説明させていただくと、施設に通えずに社会的に孤立した方々あるいはご家庭、こういった方々を対象に職員が訪問して、昔は半ば無理やり訪問して、そういった相談とか活動といったことをつなげてサービスにつなげたり通所につなげたり、そういったことを行ってきた事業でございます。

ただ、事業の現状として、利用者の方々が減ってきている、あるいはその事業の背景等を考慮して、外部有識者のあり方検討会の中では廃止してもよいのではないか、あるいは事業の手法とか主体、こういったことは大幅に見直さなければいけないというようなご意見があったところでございます。

その一方で、目的自体はよかったのではないかとということで、機能担保という視点でのご意見もいただいたのが事実でございます。

それを受けまして、市役所庁内に持ってまいりまして、結果としては、廃止というよりは事業で培ってきたノウハウあるいはスキル、こういったものを継承していく。具体的には、一番右側にごございます事業の新たな運営方針の市の直営、ひかり療育園で培ってきたものを障がい福祉課が受け継いでいくというようなことでの事業移管という結論にさせていただいたところでございます。

「見込まれるメリット」の欄にもございますが、こういった相談支援体制の強化、あるいは実態の把握を引き続き障がい福祉課にて考えていくことで、孤立した障がい者を見逃さない体制を進めていこうという結論でございます。

続きまして真ん中の段、成年後見制度の相談事業につきましては、成年後見ご利用を希望される方の申し立ての支援等を行う事業でございますが、外部の有識者の方々では、町田市社協、福祉サポートまちださん、あるいは障がい者支援センター、こういったところで行うのはどう

かということで意見が二分されていたところでございます。

改めて庁内で比較検討もさせていただいた結果、両者を比較しまして、町田市社会福祉協議会さんに委託させていただきつつ一本化するの、相談したい方、利用される方にとってもよいのではないか、こういった結論にさせていただいたところでございます。

最後に一番下の段、高次脳機能障がい相談事業でございます。

これは事業の概要にもございますが、高次脳機能障がいの当事者、ご家族の方々の相談支援とか、あるいはさまざまな講座を開いたり関係機関を集めたり、そういったことを行っている事業でございます。

直営で行うのか委託で行うのがふさわしいのか、実際はそういった視点、都の補助事業でもございますので、そういった視点で比較検討を行い、外部の有識者の方々にはそれぞれのいいところを挙げていただいて、やや医療機関が多かったものの、意見が分かれました。

さらに庁内に持ってまいりましても、赤で二重丸がついているところが市の直営と福祉系相談機関、医療機関、それぞれで分かれている様子がごらんいただけるかと思えます。やはりそれぞれの機関で得意とするところが違うという実態もわかりましたので、であれば、市が得意な部分は市で行うことが効果的、委託したほうが専門性などを生かして効果的なものは一部委託ということで考えていくのが事業としてより効果を上げていけるのではないかと、こういったことで、直営と委託の両輪で進めていく形での結論にさせていただいたところでございます。

各事業につきましては、こういった形で外部の有識者の皆様のご意見もいただきつつ庁内でもさらに検討を進めて、結論を出してまいったところでございます。

先ほど園長のほうで説明させていただきました白黒の資料の3ページは、この内容をぎゅっとまとめたものでございますので、A4縦の資料の3ページについては説明を割愛させていただきました。最後にA4縦の資料の4ページでございますが、(1)スケジュールに記しております。

先ほどご説明した各事業の新たな運営体制、こちらへの移行は2021年度を想定しております。その前には事業者あるいは関係部署に業務を引き継いでいくというような段階を想定しております。それに先立ちまして、来年度の前半あたりに事業者選定も予定しております。そのようなスケジュール感でございます。

早口で大変失礼いたしました。私どもひかり療育園からの説明としては以上でございます。

○岩崎会長 今のご説明に質問等ある方はいらっしゃいますか。

○小野委員 事前にも説明に来ていただいて、伺いました。

率直に言ってこの問題、ひかり療育園の運営体制、民営化については、私の立場としては反対です。これは報告事項なので、協議できることではないので賛否を問うことはできません。ただ、訪問や相談や個別の事業を、位置づけを変えて実施主体、担い手を変えるというのはわかります。一番問題なのは、生活介護の民営化ですね。

そのほうが専門性が高いとか、民営化のほうがいろいろな事業展開ができるといった説明もこれまでありましたけれども、現実には、今日の議論でも出たように、社会福祉法人が、あるいは非営利法人が地域でグループホームを一生懸命運営していたりショートステイを運営していても、重い障がいがある人たちの暮らしの場や地域生活支援は一向に数が伸びないんです。伸ばせないんです。うちだってそうです。それは民間法人に委ねたからといって、すぐさまそれが地域にできるということではないですね。

ましてや、ひかり療育園は町田の中で一番歴史が長いんです。利用者も高齢化しています。重度です。ひかり療育園の重度の利用者がうちの法人のショートステイを何回も利用してくれているので、その状況はよくわかります。親たちも高齢です。この状況の中で民営化する、ましてや国の状況をどう考えているのか。

国は、ことしから2025年に向けて社会保障全般を見直す検討会議を設置しましたよね。2025年には団塊の世代が全員後期高齢者になる。その前に介護保険と医療と年金を見直す。介護保険については、もう待ったなしで議論している。10月9日に私、介護保険部会を傍聴してきましたけれども、まあひどかったです。来年の国会には、介護保険についてはもう原則2割負担、要介護1、2の人については生活援助、デイサービスを切る、ケアプランを有料化、何としても法案に出てくるでしょう。

介護保険が見直されるということは、障がいに影響があるんです。障がいについては水面下で、もう2021年の制度改定の議論が進んでいます。そこで一番のターゲットになっているのは生活介護です。生活介護の単価が下がります。送迎加算もなくなります。給食提供の食事提供体制加算、なくなります。その2021年に民営化を実行する、こんな無責任な話はないですよ。私だったら、2025年に向けてひかり療育園の体制やもっと重度の全体の体制をどう考えていくのか、ひかり療育園はそのキーマンになるべきだと思います。そうでなくて民営化すれば専門性が上がる、民営化すれば家族の思いが、利用者の願いがかなう、そんな話はないです。余りにも無責任だ。

これが障がい福祉課だけの判断ではないことは十分わかっています。この国の状況の中で2021年に民営化をすること自体、私は到底受け入れられないし、議事録に残していただいても

結構です、反対です。それが市政批判になるのであれば、それはそうとっていただいても結構です。

民営化していいものと、よくないものがあります。今の段階でやるべきか、2025年の町田市全体としての体制を整えた上でやるのか、そういう戦略がないまま削っていくというだけの話は、私は到底受け入れられないですね。

○井上委員 ひかり療育園に質問が2点あるので、お答えいただきたいと思います。

私の質問は、訪問事業に関してです。

1点目は、この将来移るといふ基幹相談支援センターの、中でも訪問を行うことについて、ここ重要なんですけれども、訪問を行うことについての法的な支え。例えば障害者福祉法とか知的障害者福祉法とか市の条例、または設置条例ですかね、どれでもいいんですけれども、そういうものがあるのかという観点から伺います。

というのは、今、ご存じのように子どもの虐待への対応で完全に明らかになってきた問題は、何はともあれ、当初言っていたのは法的な根拠がない、または保護者、親権があるんだから手は出せないんだみたいな議論から始まって今に至っているわけですね。実際に権限が与えられ、または各機関と連携を行うんだというようなことが決まった後も、実は同じことが繰り返されているというところを、まず見たいと思うんですね。

ひかり療育園の対象の方は、必ずしもいわゆる虐待とか、そういうレベルだけではないんですね。ただ、問題は保護者の方、善意か悪意かは別にして、保護者の方が相談に来ない方を対象にしているということなんです。ここで言うところの相談支援のイメージは、いずれも相談に来ない人をどうするかという視点からではないんです。相談に来た人をどうするかという観点であらゆる施策が組み立てられている。訪問に来ない人をどうするかについての議論がこの検討の中では明らかに欠けているということです。評価されまうと言うけれども。

それからあと、今や対象が少なくなっています、とんでもない話ですね。障がい者支援区分、私は認定の審査会やらせていただいていますけれども、何人もの方が在宅で、しかもご本人の意向は不明なんです。ご本人の意向ではなく保護者の方の意向で在宅になっている方が結構多いわけですね。それは訪問して調査されてもわからないわけですよ。なぜなら本人と話をしているのではないんです。あくまでもその支援者、グループホームの方とか保護者の方という話を聞いて聞いている。そこで問題は、障がい者本人の意向と保護者の方の意向が合っているかどうかについての判断が全くできない。

そういった背景があつて、それでここで根拠を聞くんですけれども、市というのは公権力を



行使できる、具体的には身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の中に「措置」という言葉を残してあります。契約ではないですよ。措置という言葉を残しているのはそういう理由だということです。これは公権力を行使し、あるときには本人を保護し、そしてあるときには保護者の方を説得しといったことを通して家庭から出していくということをやってきた、それが歴史的な経過だろうとっております。

繰り返しますけれども、そういった対象者が減ってきたという把握の仕方それ自体、私はそこら辺を検討組織の方々は疑問に思わなかったのかなとっております。

そこで、質問その1に戻りますけれども、さて、この基幹型の相談支援センターというところは法的にはどんな根拠を持って、今、大学等では介入だとかアウトリーチだとか、それから今、防災の関係でプッシュ型などといった言葉が流行っていますよね。まさにそういう形で向こうから相談がなくてもこちらから行くというような法的な根拠は一体どこにあるんでしょうか。または、この基幹型の設置条例か何かの中にそのようなことをうたうんでしょうかというのが1点目の質問です。それを教えてください。

それから2番目には、「孤立した障がい者を見逃さない」というのは虐待等の議論の中でも必ず出てくる言葉ですが、どうやって見逃さないんですかということなんですね。どういうことをすれば見逃さないのか。相談に来ないんですよ。

それで——これは端的な例でこの席におられる保護者の方々はけしからんと思われるかもしれませんが、ある日突然、障がい者を殺すといったことが起こるわけですね。本当に見通しを失って。保護者の方も大変な思いをして育ててきて、いよいよ自分たちが高齢化していく中で見通しを失って、そのお子さんを殺してしまうなどという大変な悲劇が起こる。

そのようなことを背景にして、ひかり療育園は生まれているわけですから、そこら辺のところがどんなふうに理解されているのか。もっと言えば、具体的にどのようにこの基幹型相談支援センターは発展するのかについての見通しを教えてください。

今までひかり療育園がやってきたことを引き継いだらろうと思えますけれども、人数が減ってきたからというところを聞くとちょっと不安なものですから、教えてください。

○金子園長 非常に難しい質問をいただきまして困惑しておりますけれども、ひかり療育園で行ってきた相談支援、訪問事業の中には、やはり訪問を拒否してきた方、孤立していた障がいのある方の家庭を訪問して、そこから関係づくりをしてきてというところで行ってきた部分は、今でも同じようにしております。今でも障がい者支援センターや障がい福祉課のほうからそのような方たちを受け入れられないかといった相談があり、ひかり療育園のほうでかかわってき

たということがありますので、減ってきているのかというところでは、これまでかかわってきた人の中からそういう人たちの紹介がありますので、そういう方たちだけでなく在宅障がい者の実態把握もしながら、孤立した障がい者を見逃さない体制を、昔と違いまして今はシステムも導入されてきていますので、そういうシステムなども駆使しながら把握していきたいと考えておりますので、どうやって見逃さない体制をつくっていくのかということについては、システムなども使いながらということになっていくと思っております。

そこら辺の具体的方法については今後、検討して、今回の実態調査も含めてですけれども、方法は検討していきたいと考えています。

あと、基幹相談支援センターですけれども、町田市の相談支援部会のほうで今回、障がい者（児）の相談支援指針をつくっていただいて、そちらにも書いてあるんですけれども、地域の障がい者支援センター、5カ所の障がい者支援センターや指定特定相談支援事業所、そのほか就労・生活支援センターなどいろいろな相談支援機関があるんですけれども、そこら辺の基幹になるようなところで今、障がい福祉課に設置してあります。

福祉専任職や社会福祉士、保健師等が配置されていて、それらの相談支援の助言をするような立場でもあり、また虐待防止センターも設置しているという機関でありますので、今回のこのような、ひかりのほうでかかわってきた訪問の対象者は、中には虐待につながってしまうようなケースもやはり、今、井上委員もおっしゃいましたけれども、そのようにつながっていくケースなども中にはありますので、現在、虐待防止センターでもある機関相談支援センターで引き継いでいくということが今回の検討の結果になっております。

それから、基幹相談支援センターについては障害者総合支援法上に位置づけられた機関であります。

○井上委員 もう一回だめ押しですけれども、基幹型相談支援センターがこのような、いわば権力行使というんでしょうか、介入ができる法的な根拠を教えてください。基幹型だったら何でもやっていいということは絶対ないと思いますのでね。

もし今なければ、将来的にそういうことを書き込むんだということであれば一つの方法だろうと思いますけれども、その法的な根拠は今あるんですか、また将来つくるんですかということを申し上げたんです。

○三沢担当係長 今、ご質問いただいている件ですけれども、基幹相談支援センター、ちょっと勉強が足りないところもあるかもしれませんが、基幹相談支援センターについては、先ほど園長も申し上げたように障害者総合支援法上に定められていて、身体障害者福祉法あるいは知

的障害者福祉法、精神障害者福祉に関する法律、そういったものに基づいてそういった業務を行うもの、そして市町村が設置できるものということで規定されているところまでは確認しております。

それに基づいて現在も障がい福祉課が設置いたしまして、福祉の専任職あるいは資格を持っている職員、そういった者が当たっているところで、その中には地域の中での相談支援体制強化、あるいは虐待防止、権利擁護、そういったことも含めてさまざまな業務を行ってございます。

少し説明の中で言葉足らずな点があつて申しわけなかったんですけども、利用者の数が減ってきているという事実はある。ただ、庁内で訪問事業の検討を行う際に、だからといってそういった方々がなくなったわけではないよねと。数が減ってきているから、ではやらなくていいとかそういう問題ではないという、そういった逆説的な考え方、経過を踏まえて、今回、障がい福祉課、そして基幹相談支援センターの中で事業を行っていく、そういったことがふさわしいのではないかと。

それにおいては、相談支援体制の強化というのは確におっしゃるとおり、相談に来られた方に対して支えるようなものではありません。ただ、見つけ出すこと、つまり相談に来られない方をいかに見つけていくかという視点も、もちろん委員がおっしゃったように大事な視点かと思えます。

それに関しては、カラー刷りの資料の「見込まれるメリット」の欄に「在宅障がい者の実態把握」とあります。こういった在宅で相談につながっていないような方の実態をどうやって把握していったらいいのか、その具体的な一つ一つの手段は正直申し上げてこれから、ひかり療育園で積み上げてきたものを踏まえて、具体的な方策はこれから検討していくこととなりますが、委員おっしゃったようなところで、相談に来られた方だけ相手にするわけではなくて、埋もれている方を見つけていく、そういった視点も重要であるということ踏まえた上での今回の結論であるということは、申し添えたいと思います。

○金子園長 すみません、しっかりした回答になっていないと思いますけれども、今後それらについても検討して、よりよい相談支援体制をつくっていけるようにしたいと考えております。

○岩崎会長 では、簡潔にお願いいたします。

○赤松委員 生活介護についてですが、今、ここに利用者様に、今の説明で私だったら不安で不安でしょうがないということと、あと他市の好事例とおっしゃっていますが、これに対して今現在、私もボワ・すみれ福祉会に通っている立場としまして、まず職員の数が少ないというこ

と、あと本当にこのサービス向上、人事面の課題ですとか短期入所、ぜひこの法人に私、入りたいです。町田にあるんでしたら。現況としまして、郷でも1日通えずに、ひかりと島田を利用している方がいたりいたしますよね。

申しわけないんですが、これを見た限り「予算が幾ら余るんですか」と親としたら聞きたいです。「そのためですか」と。どう考えても不安で不安でしょうがないですし、職員の方でも慣れた方がいなくなるという形ですが、これは職員さんの気持ちですから、いなくなってしまうって「職員がやめましたから」で済む話ではないと思うというのが親の気持ちです。

○金子園長 そのようなご意見については、ひかり療育園の利用者の方からも不安を感じる声はいただいております。一人一人個別に聞き取りもして進めてきているところです。

そういう面でサービスの維持が図れるように、その分、例えば補助というようなことも考えてまいりたいと思っております。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。よろしくないとは思うんですけども。

一応報告事項は以上で終了でございます。

終了予定時間はもうとっくに過ぎていまして、本来であれば、最初に事務局からもあったように今日で全ての委員が一応任期が終わることなので、一言ずつと思ったんですけども、ちょっとそれをやる時間がないというか、本当に一言しかもらえなくなってしまうので、それよりは今日で実質的におやめになられるとか、交代される委員の方に少ししっかり語っていただいたほうがいいかなと思いますので、お許しいただければと思います。

今期で委員を代わられるのが、町田市社会福祉法人施設等連絡会の清水委員、鶴川地域障がい者支援センターの清水委員、りんくの藤本委員、そして今日はお越しになっていませんけれども、町田市聴覚障害者協会の玉木委員の4名です。

では、清水謙一委員からよろしく願いいたします。

○清水（謙）委員 では、手短に。

町田市社会福祉法人施設等連絡会から出ております清水と申します。

私は任期の途中で交代で入って、本当に少しの間のかかわりでございました。今回この任期を満了して、交代となります。

皆さん方とはまた違う場所でも会ったり、町田の福祉をよくしたいというところは持ち続けて今後も福祉の世界でやっていきますので、そのときにはまたいろいろとよろしく願いします。

微力でございましたが、皆さんありがとうございました。（拍手）

○岩崎会長 清水孝代委員、お願いいたします。

○清水（孝）委員 私は障がい福祉事業計画の委員を長いことやらせていただいて、その後こちらにという形でした。

そういう意味では今回、調査が入ったということで、特に私は、やはり地域生活移行、長期で入院されている精神障がい者の方の問題は非常に重要なものと、なかなか声にならない声をどうサービスにつなげていくかということでは非常に大事な部分です。さまざまな給付事業が展開されてきていますけれども、なかなかそこが広がっていかないという実態に対して、町田市としてそこにどう取り組むべきかは今後も重点項目として上げていっていただきたいと思えますし、私もこの仕事を続ける以上はいろいろな形で意見を出していけたらいいなと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

○岩崎会長 藤本委員、お願いいたします。

○藤本委員 町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」の藤本でございます。

勉強することのほうが多くて意見がどうこうというのは余り出せなかったところがあるんですけども、就労と生活の分野からすると、重度の方であっても働きたいという思いを持っておられる方もいらっしゃいますし、軽度の方は軽度の方で、働きながら生活を維持するということでもっといろいろな福祉サービスだったり自立に向けての動きだったりというところで、いろいろな情報を上手に提供していきたいなということと、緊急のときに一時的に泊まる場所を確保するのにかなり苦勞したところも、就労・生活支援の分野であったりもしたので、上手に情報を共有できるシステムが町田市にできたらいいなと、ちょっと希望しているところがあります。

施策推進協議会の中で何か意見を言うことはできなかったんですが、今後そういった仕組みができて、皆さんがよりよい生活をしていけるようなサポートを、引き続きりんくの業務の中でやっていきたいと思えます。

皆さんとかかわることもあるかと思えますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○岩崎会長 委員としての任期は終わりますけれども、多分、町田の中でこれからもいろいろな形でお会いすることになると思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、報告事項はございますか。

○小野委員 一言だけ。

時間が超過しているのにすみません。1点だけ情報提供です。

(資料配布)

○小野委員 今、配っていただいているんですけども、2016年7月に相模原の津久井やまゆり園で19人の障がい者の方たちが殺傷される事件がありました。先日、横浜地裁で公表されて報道記事はこの程度だったんですけども、めくっていただくと、もう横浜地裁の審理日程が出ています。来年1月8日から3月4日まで、25回ですね。これ、裁判員裁判なんですよ。刑事事件ですから。それをこの日程で進めるというのは、ちょっとほかにはないですね。3月4日に結審して、16日が判決という予定だそうです。

ただ、これはもう結論ありきというか、それは結論はあると思うんですけども、ただ、本当にあの事件の真相が明らかになるのかなと思ってしまいます。

なお、添付したチラシは、町田市の青年学級と一緒にあしたの学習会をやるんですが、やまゆり園のアドバイザーに入っているスズキさんという方に講師に来ていただくんですけども、実はここ、神奈川県で一番古い入所施設なんですけれども、公設民営型です。それで民営化されて運営しているんですが、去年7月と今年7月に報道されたNHKのニュースで、拘束されていたんですよ、入所者が。それは事件以前から。私は、やはり植松にもいろいろな、相当な問題がある。けれども植松にも相当な問題がある。

彼の思想を増長させた背景には社会や現場の問題があると思っています。実はいろいろなことがあった。

あしたその学習会もあるので、裁判自体、注目はしていきたいと思いますが、この裁判ちょっと、すぐ隣の自治体なので、注視していきたいと思っています。

情報提供です。

○岩崎会長 では、これでその他は終了です。

ここで進行を事務局に戻します。

○岡担当課長 岩崎会長、ありがとうございました。

委員の皆様、3年間お疲れさまでした。今後とも町田市の障がい者施策にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、お車でいらした方は無料処理用のカードをお渡ししますので、駐車券を担当までご提示ください。無料処理用のカードと駐車券は1階の警備室でご提示いただき無料処理が必要になりますので、忘れずにお願いいたします。

それでは、これにて本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

午後8時49分 閉会